

力強い司法を担う次世代の養成のために 司法修習の充実・給費の実現を！ 積極的な経済的支援(修習手当の創設)を

□止まらない法曹志願者の減少 □重い経済的負担の不安が影響

☑法科大学院

適性試験志願者数は減少 H26/4407人
H26年度入学試験では67校中61校が定員割れ
年間学費 国立約80万円・私立約100～200万円

☑司法試験

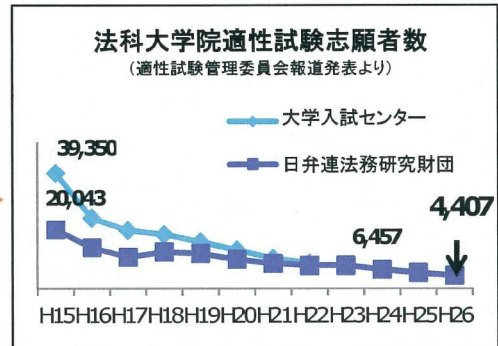
出願者数の減少 H26/9255人

☑司法修習

21.1%の修習生が修習辞退を考えたことがある
その理由は...貸与制移行による経済的不安 62.9%(※)

□経済的事情により法曹への道を断念する事態が生じている！

- ・「優秀なのに経済的理由で法科大学院進学を諦める人がある」
- ・「司法試験合格者が法曹になることを諦めて企業に就職した例を複数知っている」
- ・「貸与金の返済は正直なところ苦しい…このようなリスクを嫌い、優秀であるにもかかわらず辞退した者もいる」 (※第67期修習実態アンケートより)



※大学入試センター実施の適性試験はH22で終了した。

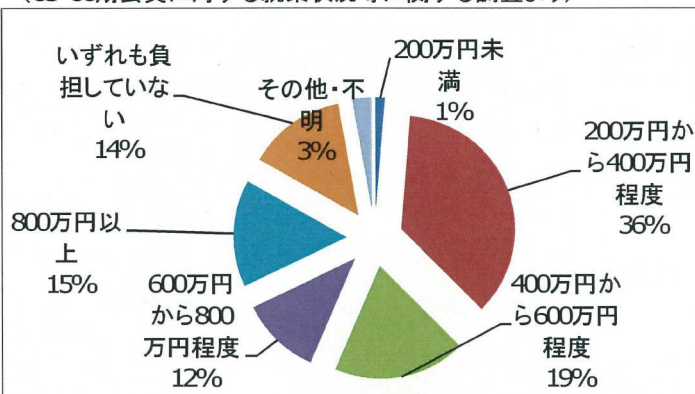


□重い経済的負担

□法科大学院等の奨学金に加え、修習資金の貸与金を負担

- ◇ 修習期間中は平均約305万円の重い借金
- ◇ 修習生の82%が修習資金の債務を負担し、46%が奨学金債務も負担
- ◇ 債務を負担している修習生の半数近くが債務合計400万円以上の負担

↓ ■奨学金債務総額・貸与金総額の合計
(65・66期会員に対する就業状況等に関する調査より)



□修習を行う上での 経済的不安がある…69%

- ・「法科大学院でも奨学金の貸与を受けていたので、修習生になっても更に借金を重ねることになるのは、とても負担。」
- ・「社会的に意義がある活動に従事したいという思いから弁護士を目指したが、収入の少ない仕事に取り組む余裕はない。自分の思いを断念せざるを得ない」(※)

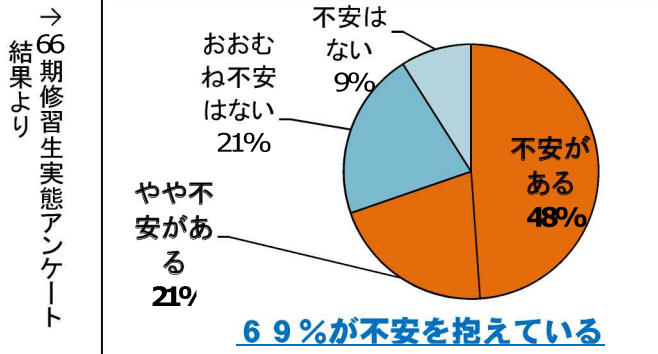
□ 経済的不安が修習の妨げに

◇ 修習生の自主的研鑽活動や実務修のための活動時間が減少(※)

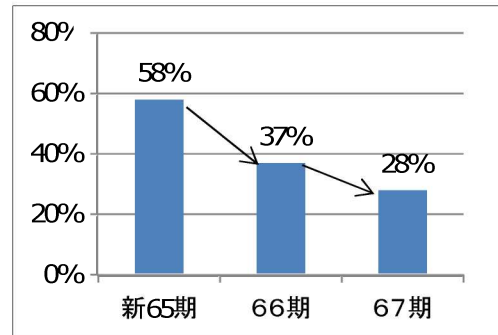
□ 無給であることが修習の妨げになっている

- ・「給費がないためかなり節約しており、勉強に必要な本も十分に買えない」
- ・「負担の大きい遠方の勉強会や講習への参加をためらってしまう。」
- ・「生活費を削りながらの修習は充実したものにならない」
- ・「貸与制なのに残業してやるべきほどの課題を与えないでほしい」(※67期修習実態アンケートより)

▼ 修習期間中の経済的状况



▼ 自己研鑽活動(修習生間での勉強会)を行った人の割合↓



□ 貸与制導入の前提となった事情の変化

◇ 司法試験合格者3000人を旨す閣議決定は撤廃

司法試験合格者数(修習予定者)は年々減少傾向 H24/ 2102人 → H25/2049人 → H26/1810人

□ 修習生の修習専念義務に対応する経済的補償が必要

- ◇ 修習生は修習に専念義務すべき立場にあり、そのための経済的な補償が必要
- ◇ 希望の如何にかかわらず、指定された配属地で実務修習をしなければならない

□ 給費制を求める声が多数

- ・「修習が義務である以上給費制を復活させて欲しい。このままでは修習に専念できない。」
- ・「金持ち以外、法曹を目指す人がいなくなってもおかしくない不合理な制度。何とか給費制に戻してもらいたい。」
- ・「法曹の養成は国家としての義務。給費制の復活を望む。」
- ・「今後、優秀な人材をこの業界に参入させるためには、貸与制という負担の大きい制度はおかしいと思う。」(※)

私たちの求めるもの

□ 給費の実現・積極的経済的支援(修習手当の創設)を

□ 修習を更に充実させ、修習に専念し得る環境の整備が必要

(※)当連合会が実施し、第67期司法修習生1975人から回答を得た「第67期司法修習生実態調査アンケートの結果より抜粋

日本弁護士連合会